

平成30年度安曇野市教育委員会10月定例会会議録

日 時：平成30年10月31日（水）午後1時30分

場 所：安曇野市役3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子
事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 丸山 高人、
学校給食センター長 丸山仁一、堀金学校給食センター所長 山越優一
書記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 等々力洋子、教育総務係 岩原遼子
傍聴者：報道機関 2名、傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 ただいまから、安曇野市教育委員会平成30年10月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶とこの後の進行をお願いいたします。

教育長 10月定例会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本庁舎周辺の木々の葉も赤や黄色に色づき始め、秋の深まりを感じるころとなりました。今月・来月は、実りの秋にふさわしい文化、芸術、スポーツ等のさまざまな発表会が市内各地域で開かれております。委員の皆様にも参加を賜り、まことにありがとうございます。

さて、市内には公私合わせて20館ほどの美術館・博物館があり、全国的にも珍しく本市の特徴の一つとなっていることはご存じのとおりでございます。この中で、碌山美術館は本年度開館60周年を迎えておりまして、碌山（荻原守衛）が感化を受けた師である井口喜源治を顕彰する井口喜源治記念館も、来年は開館50周年を迎えます。また、市の文書館が台風24号

の影響で開館記念式典が中止になったことを受けまして、新たに企画した内覧会を先日開催いたしました。松沢求策と国会開設運動の企画展示も大勢の皆様に見ていただきました。

これらの催しに参加して感じたことは、日本や世界に誇る文化、芸術等がここ安曇野の先人たちによって生まれ、その価値や意義をいち早く見出し後世に伝えようと地道に努力し守ってきた多くの人々、その業績に学ぼうと研究心を燃やした教師、賛同し支援を惜しまなかった住民や子どもたち、その力の大きさを実感いたしました。そして、私たち今に生きる者はそのバトンを次の世代に確実に渡していく重大な使命があることを改めて自覚しております。

私は、碓山美術館60周年記念祝賀会の折に、美術館・博物館の入館者が減ってきていることや小中学校の利用が少ないことは課題だが、学校ミュージアム事業等で子どもたちが学芸員の説明に目を輝かせて食い入るように聞いている姿を見ると、本物に出会う機会をいかにつくるかが私たち大人に問われているのではないかという内容のことを述べさせていただきました。安曇野市教育委員会では、来ていただくのを待っているだけではなく、積極的に出かけていく、仕掛けていく姿勢で出前展示であるとか出前講座などを既に実践しております、手応えも感じているところでございます。

このような折、このたび新たに安曇野市美術館博物館連携事業実行委員会が、安曇野市美術館博物館スクールプログラムという冊子をつくりました。今日、机上にお配りしたのがそれでございます。本年度から、小中学校のクラス単位で自然観察を行う際のバス運行の費用を「ちくに生きものみらい基金」から補助し、その事業を活用して校外へ出た帰路には市内の美術館・博物館に訪れていただくことを奨励してまいりました。今後、さらにこの活用が図られるよう学校関係者を対象に、市内の主な美術館や博物館の特色と訪れたときに学ぶ具体的な内容を順序、時間などとともにプランとして示したのがこの冊子の特色でございます。

同時に、安曇野ミュージアムガイドブックというのも今日配付させていただいておりますけれども、本年度春には同伴の保護者1名分の入館を無料にするという、美術館・博物館パスポートという、こういうものも配っておりますのでそれらを活用して未来を担う子どもたちが美術館・博物館等に積極的に足を運んで、安曇野をより深く理解しふるさとへの愛着と誇りを持つことにつながることを大いに期待したいと思っております。委員の皆様方も、是非ご支援いただければと思っております。

では、本日もご審議のほど、よろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されています。

本日の協議議案について、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する、実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第4号 2020年東京オリンピック・パラリンピックへの取り組みについて、報告第5号 豊科近代美術館以下5館の公の施設の指定管理者候補について、報告第6号 学校給食センターの運営について、報告第7号 学校給食費会計について、報告第10号 コミュニティスクール事業の謝礼無償化についてを非公開とするよう発議いたします。

また、条例第7条第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第8号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について並びに報告第9号 教育長報告の以上7件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました報告事項7件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第4号 2020年東京オリンピック・パラリンピックへの取り組みについて、報告第5号 豊科近代美術館以下5館の公の施設の指定管理者候補について、報告第6号 学校給食センターの運営について、報告第7号 学校給食費会計について、報告第8号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、

報告第9号 教育長報告及び報告第10号 コミュニティスクール事業の謝礼無償化についてとします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号、議案第2号、報告第1号、報告第2号、報告第3号を公開することとします。以後、会議を非公開とし、報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号を扱います。

なお、議案第2号の共催・後援依頼にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から9月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 平成31年度の給食費について

教育長 それでは、協議議案に入ります。

議案第1号 平成31年度の給食費についてを議題といたします。

担当より説明をお願いします。

教育部長 教育部全般に関する案件につきましては私から説明させていただきますが、各課にかかわる個別案件につきましては所管の担当課長または担当職員から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

学校給食センター長 「平成31年度の給食費について」資料により説明。

教育長 議案第1号 平成31年度の給食費について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件については異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第1号は、承認されました。

◎議案第2号 共催・後援依頼について

教育長 では、議案第2号 共催・後援依頼についてを議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 続けて説明をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

図書館交流課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、議案第2号 共催・後援依頼について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件については異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第2号は、承認されました。

◎報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 では、続いて報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

では、報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当より説明をお願いいたします。

学校教育課関連の後援依頼から説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、生涯学習課関連の後援依頼についてお願いいたします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続きまして、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は、了承いただきました。

◎報告第2号 安曇野市議会平成30年9月定例会の結果について

教育長 続いて、報告第2号 安曇野市議会平成30年9月定例会の結果について、教育部長より説明をお願いします。

教育部長 「安曇野市議会平成30年9月定例会の結果について」資料を読み上げ。

学校教育課長 以後の説明につきましては、教育部長にかわりまして私のほうから説明させていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、教育部長、所用がございます。大変恐れ入りますが、これで退席をご許可いただきたいと思っております。

(教育部長 退席)

教育長 では、続けてをお願いします。

学校教育課長 続けて、「安曇野市議会平成30年9月定例会の結果について」資料を読み上げ。

教育長 報告第2号 安曇野市議会平成30年9月定例会の結果について、委員からの質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

大勢の議員から教育に関して非常に高い関心を持っていただいていることがよく伝わってきました。

その中で、答弁されたことにかかわって補足いただきたいんですが、53ページ、平林議員からの(6)小中学校に午睡の時間をとということで、先ほど位置づけを考えるよう依頼したというような答弁されたというふうに私受け取ったんですけれども、こういうようなことを午睡を位置づけているような小中学校、長野県でもいいし、もっと広いところの全国でもいいですが、そういうところがあるのかどうか、それに基づく答弁だったのかどうかということをお聞きしたいんですが、それを補足していただけたらな、と。

もう1点が、55ページ、井出勝正議員からの(2)にかかわってであります。格技は必修化されているわけですが、これが危険スポーツというような表現をされているわけなんです。本市において例えば格技にかかわって事故事例に基づいた情報提供というような意味合いで使っているのかどうか。

(4)の児童虐待、自殺、性被害についても、相談窓口一本化という答弁だったようですが、本市の実態について補足していただけたらありがたいというふうに思います。

以上です。

学校教育課長 まず、1点目の学校における午睡の件であります。午睡を一齐にする時間をとって集中力を高めて午後の授業等に臨むということを取り入れている学校は、全国的にはあります。具体的な学校名につきましては、後ほど調査の上報告させていただければというふうに思いますけれども、なかなか午睡の時間を確保するにしても例えば中学生ぐらいになりますと部活、外で遊んだり、あるいは生徒会活動をされているように昼休み時間を多様に過ごされているという実態は確かにございます。ただ、一つとして午睡を生徒の皆さんが午睡というものを認め合うことによって、そういう過ごし方も学校の中で認めていく、と。例えば、騒がないで静かにするとかそういうことを校長会を通じて指導していきたいというように考えております。

続いて、2点目の部活動のいわゆる柔道等の危険スポーツということでございますが、実は井出議員につきましては自ら柔道のご経験があるということでございまして、特に頭への打撃、ダメージと申しますか、脳震とうというものに非常に注意をすべきだというご意見をいただいております。そういったこともございまして、各中学校でも頭部に打撃を受けた場合の対応の仕方といったものもマニュアル化されておりますし、そもそもこういった頭へのダメージというものをできるだけ緩和するために学校がとるべき対応のあり方を学ぶ事例として、教育委員会としてもご質問をいただく前に既に校長会のほうに安曇野市教育委員会のほうから伝達させていただいているところでございます。

続いて、児童虐待、自殺等の相談体制でございますけれども、ご承知のように学校教育課に教育相談室というものがございまして、また生涯学習課には青少年を通じて相談業務を行っている体制がございまして、ただ、やはり18歳以下の青少年に関する相談につきましては保護者等からの相談が9割以上を占めているというような状況でございます。従いまして、お子さんが自らのことについて相談してくるというケースはほとんどないという状況があります。これも、相談窓口がわかりづらいことによって利用件数が少ないということもあるというふうに考えておりますので、できるだけ窓口を統一してその案件に応じて素早く該当の方が相談を受けられるように窓口を一本化して、適切にできるだけ相談ができるようにそんなような体制を来年度よりとってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

唐木委員 具体的な事事例とかそういうことに基づく質問ではないというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

学校教育課長 そうですね。むしろ他県で起きた事例をこちらにお持ちいただいて、このような事例がないようにといたしますか、こういった対応をとるようにとということでご提言をいただいた質問というふうに捉えております。

唐木委員 ありがとうございます。

教育長 他にございますか。

横内委員 お願いします。

ただいま市議会の答弁の内容について、詳しく報告をいただいてありがとうございました。この答弁の内容について、私ども委員が紙ベースで事前にもらうということは支障があるのでしょうか。

学校教育課長 本当は、今部長もしくは私が読み上げたものをこの場で資料としてお出しできればいいんですけども、実は議会での議事録というものはいろいろな確認作業を経て公表されるべきものでございますので、実際その前に今読み上げたような原稿をペーパーとしてお出しすることは難しいかなというふうに感じております。皆さんにお出しした資料は、基本的にはホームページで公開することになりますので、我々の慣例では言葉でお伝えしてきたという状況であります。

また、議会での一般質問前に議員の答弁書なりをとということでしょうか。

横内委員 いえ、違います。

学校教育課長 従いまして、大変恐縮ではございますけれども、議会の議事録が公表になるまではペーパーとしてお渡しするのは慎重にならざるを得ないということですので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、方法につきましては再度検討させていただきたいと思っております。議会での一般質問の答弁の内容の伝え方については、少し検討させていただきたいと思っております。

横内委員 お願いします。

もう1点、先ほど唐木委員の質問と重複しますが、井出議員の質問の相談体制の状況、この窓口を一本化していきたいとおっしゃっていましたが、先ほど9割ぐらい保護者からの相談になるとおっしゃっていましたが、市の窓口には子どもからの相談がないというだけだと思うんです。県のやっているLINEの相談ですとか法務省のやっているSOSのミニレターの相

談ですとかそういったものには小学生、中学生、たくさん相談を寄せてきます。なので、私は窓口はたくさんあったほうが良いと思うんですが、窓口ということの意味合いが課長のおっしゃっているのと違うのか、もう一度お聞かせください。

学校教育課長 繰り返しになりますけれども、学校教育課には教育相談室というものがございまして、この教育相談室では発達障がいや不登校、学校生活の悩みといった相談に対応しております。一方、青少年センターでは青少年や保護者などからの相談に対して、面接や対面では話しづらい内容にも配慮いたしまして電話、電子メールによる相談にも対応しているところがございます。

ある意味、子ども何でも相談室というような意味合いでももちろん保護者からもご相談を受けられるし、お子さん自らも受けられる体制ということで、ではこれをどうやって周知していくのかということでもありますけれども、例えば課分けをしてこういった相談はこの番号、こういった相談はこの番号にと、多くても2回線ないし3回線ぐらいのダイヤル番号で周知して活用いただくというようなことを今のところ考えております。ですから、あまり悩み事といいますか、相談内容を細分化するのではなくて大まかに2ないし3に区切って、それにかかる電話番号を記載した名刺カードみたいなものを配っていくとか、あるいはホームページ等で周知していくというようなことを現在のところ考えております。

以上です。

横内委員 すみません、自分自身の中で理解がまだできないのですが、問題を抱える子どもを持つ保護者の方への相談体制ということを中心に考えているということでしょうか。

学校教育課長 そういうことではありません。我々はむしろ、お子さんが持つ悩みをお子さん自らが相談していただけるような工夫といいますか、周知といいますか、そういうものが必要だというふうに考えております。

生涯学習課長 生涯学習課の中に青少年センターがございます。実際は、今電話での受け付けという形でやっておりますけれども、先ほどのように利用状況はあまりないという形でございます。お子さんからの相談もありますし、先ほど保護者の方ということでもございます。ですけれども、お子さんに対しては実は青少年センターどこにあるのか、どういうところにかけていいのかということがよくわからないということで今年はチラシといいますか、どこにありますよ、この番号にかけたらということによって全学校のほうに全てチラシを送らせていただいて、個人個人に配布した経過がございます。そのようにわからないということで、総合窓口化といいますか、一本化してここへかければ専門の方がいらっやっやっ、お子さんであ

っても保護者であっても、まず相談に乗っていただける。お子さんはまずどこに相談すればいいのかということがわからないということです、そういうところをやって一本化して、できればそこへかければどういう相談にも乗ってもらえるという形をとり、専門員の方がいらっしゃれば実際のお子さんの問題なのか、子育ての問題なのか、その中で次は専門家の方にといいますか、その中から引き継いでいく。まずかけて、一番は最初の対応が大事だと思いますので、総合窓口化して専門の方がいればそこからの相談に乗っていただける体制がとれればいいなというふうに考えております。

以上でございます。

横内委員 ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

須澤委員 これまでも議会での答弁のご発表をお聞きした中で、今日の発表が一番詳しくてよくわかりました。いいご答弁をなされているという点を感じたところでございます。

1点だけ質問ですが、遠藤武文議員の（４）の対比ですね。運営費と同額で対比、この質問、これのご回答を例えば先ほど明かりと同等とかございましたが、この回答に対してテレビでも見ていなきやわからないんですけれども、遠藤議員が再質問されたのか、納得とかということだったのか、そこら辺、もしご回答できるならお聞きできたらと、こういうふうに思います。

生涯学習課長 遠藤議員の質問でございますけれども、皆さんにおわかりになるようにどのくらいのものがかかっているんだということで、特に生涯学習課の担当の中でどのくらいの事業と同じかということで、そういうところを言っていたらいいというお話でございましたのでこういう例を挙げたものでございます。その後は、再質問的なことはございません。ですので、遠藤議員の趣旨としては、先ほど言ったようにどのくらいだよということを市民の皆様におわかっていただくのが趣旨だったと思いますので、その後はそれについてのご質問はございません。

須澤委員 わかりました。ということは、これまでの市及び教育委員会の市民へのご説明の中で大変なお金がかかっているという説明だけじゃなくて、こういう説明も有効な一つとか、みんながなかなかわからないんじゃないかというような、そういうことだったということですね。再質問なかったということで、わかりました。

生涯学習課長 私はそういう趣旨だと思って解釈いたしました。どのくらいだよというのがわかりやすく説明するということでしたので、言われたように説明会等でもこのような形をと

ればわかりやすいかなという形も考えます。

須澤委員 わかりました。

教育長 他にはございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、報告第2号につきましては、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は、ご了承いただきました。

では、ここで休憩をとらせていただきます。

再開は、3時としたいと思います。

(休 憩)

◎報告第3号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 それでは、続いて、報告第3号 教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

続きまして、大変恐れ入りますが、本日お配りさせていただいたA3の横長の資料でございます。この題は、緊急時における給食用食パンの提供等に関する協定書でございます。この件につきましては、丸山学校給食センター長より説明をお願いいたします。

学校給食センター長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

二村委員 お願いします。

ただいま、説明いただいた協定書の相手方の株式会社信州シキシマに決定するに至った経過は、他の会社とかがありましたでしょうか。

学校給食センター長 株式会社信州シキシマにつきましては、敷島製パン株式会社の子会社ということで松本市にございます。この前、中部学校給食センターにおきまして関係者が体調

が悪くなってそのときにもお願いした経過がございまして、その際にこちらから出向いたときに協定書等があればスムーズにご提供ができますよという旨の言葉をいただきましたので、その後検討いたしましてそれであるならば選択肢の一つとして株式会社信州シキシマにお願いしようということで、こちらの会社と協定を締結いたしました。

以上でございます。

二村委員 続いていいでしょうか。最初のその件があったときに、株式会社信州シキシマを選んだということは、調達できる数であるとかでしょうか。

学校給食センター長 合併前だったか何かに、たまたま学校給食センターで同様のことがあったそのときの所長ですか、たまたまこの会社に知り合いがいたということで以前にもお願いをしたよという事例はあった。それは、緊急事態でしたので検討しているときにそういうことがはっきりとは誰も覚えていない状況だったんですけれども、そういったことの話を知ったことがあるということがございまして、まずは緊急事態のときにこちらへ出向いた、相談に行ったということでございます。

二村委員 わかりました。

教育長 それでは、学校教育課の報告についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 では、続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

須澤委員 58ページの一番下、成人式実施事業でございしますが、前少し意見を求められた内容について思い出しまして、中間報告で結構ですけれども、どんな内容に今進んできておられるのかということです。

生涯学習課長 成人式の報告のほう、漏れましてすみませんでございました。実行委員会を3回ほどですか、今行っております。その中で、大体具体的な事業が出てきました。それで、まず変更した点はこの前もお話ししましたけれども、懐かしの給食ということでなくて皆さん語り合いたいということで給食だと場所をとってしまうので、そうじゃなくて手持ちの簡単なパンだとか用意して牛乳とかそれをお渡しして、皆さんで語り合うような交流の場をつくりたいなというふうに皆さんも意見の中で出ました。あと、去年も行いましたいろいろ昔

の映像といいますか、そういうものについては実行委員会のほうで自らつくるといことで、それを交流会のところで流していく、と。それを見ながら皆さん交流して語り合うという形で、そんなに場所をテーブルも簡単なものを置いて自由に、少しぐらいは置くところがないといけないので机と全体に椅子は置くことはできませんので椅子は端っこにしてという形を、大きく変わったのはそういうところでございます。

それと、初めに中学生の方に歌を歌っていただくというか、合唱をしていただくということで、オープニングの前に皆さん、市歌も含めてもう一曲ぐらい歌っていただいて、それから式典のほうに入りたいなというようなことを考えております。中学生の方にそこら辺のところは応援していただくということで、今先生方と打ち合わせをしているところで、あと式典の中につきましては挨拶ということですので簡単ですけども、そんな形を今とろうかなということです。記念品も変えたほうが良いということだったので、記念品を変える予定でおります。そんなところでございます。

須澤委員 ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 文化課

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

文化課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

(4) 図書館交流課

教育長 続いて、図書館交流課から報告をお願いします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 図書館交流課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 図書館交流課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は、了承いただきました。

以降の議題につきましては、非公開といたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第4号 2020年東京オリンピック・パラリンピックへの取り組みについて

◎報告第5号 豊科近代美術館以下5館の公の施設の指定管理者候補について

◎報告第6号 学校給食センターの運営について

◎報告第7号 学校給食費会計について

◎報告第8号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第9号 教育長報告

◎報告第10号 コミュニティスクール事業の謝礼無償化について

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。参考資料としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

(3) その他

教育長 次に、その他の事項に移りますが、委員の皆様または事務局から何かありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、ないようでございますので、本日の定例会に付議させていただいた案件全て終了いたしました。

◎閉 会

教育長 委員各位にはご協力いただきまして、まことにありがとうございました。